



福岡医発第 1585 号 (地)

平成 26 年 9 月 5 日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取り扱いについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきまして、日本医師会を通じ、文部科学省より別添の通り通知が参りましたのでご連絡致します。

アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）が 7 月 26 日より指定感染症として定められた（「中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令」（平成 26 年政令第 256 号））ことを受け、学校保健安全法における本症候群の取り扱いが下記の通りとされることになりました。

つきましては、貴会会員への周知についてご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項により、中東呼吸器症候群が学校において予防すべき感染症の第一種感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は「治癒するまで」となる）。

小郡三井医師会より

学校保健担当・感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅱ 9 4)

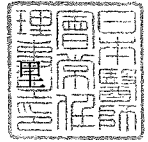
平成 26 年 8 月 15 日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

道 永 麻



中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令に伴う

学校保健安全法における取扱いについて（周知依頼）

標記につきまして、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況に鑑み、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）等が公布され、平成 26 年 7 月 26 日から施行されているところです。

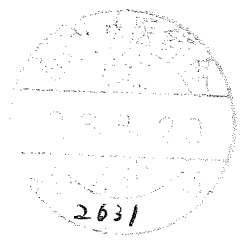
これに伴い、文部科学省より、学校保健安全法における取り扱いを下記の通りとすること、並びに、会員各位に適切な対応をお願いしたい旨の周知依頼がございましたのでご案内いたします。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知につきまして、貴職のご高配を賜りますよう宜しくお願いいたします。

記

学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項により、中東呼吸器症候群が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

以上



事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取扱いについて

海外における中東呼吸器症候群の発生の状況に鑑み、別紙のとおり、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）等が公布され、平成 26 年 7 月 26 日から施行されております。

これに伴う学校保健安全法における取扱いは下記のとおりですので、十分に御理解の上、適切な対応をお願いします。

貴会の会員各位におかれましては、学校における適切な対応にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページ及び国立感染症研究所ホームページに参考となる情報が掲載されておりますので、お知らせいたします。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、中東呼吸器症候群が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

（参考ホームページ）

厚生労働省「中東呼吸器症候群（MERS）について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(代)（内線 2918）

健発 0 7 1 6 第 1 7 号

平成 2 6 年 7 月 1 6 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）については、平成24年9月以降、アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている。特に、平成26年4月以降、アラビア半島諸国における感染者が急速に増加するとともに、輸入症例が世界各地において報告されているため、日本国内においても、中東呼吸器症候群の患者が発生するおそれが高まっている。

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第257号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成26年厚生労働省令第81号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が公布されたところである（別添1参照）。

これらの命令は、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の制定

- (1) 中東呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
- (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（平成27年7月25日）までの期間とすること。（第2条関係）
- (3) 中東呼吸器症候群については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第3項を除く。）、第37条、第38条（第7項を除く。）、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、中東呼吸器症候群については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
- (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正

ベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスを感染症法第6条第22項の三種病原体等に指定すること。（第2条関係）

3 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群を定めること。（第1条関係）
- (2) 中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を4, 150円と定めること。（別表第2関係）

- 4 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の制定

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第3条第1項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

- 5 検疫法施行規則の一部改正

中東呼吸器症候群の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。（第6条第2項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（平成26年7月26日）から施行すること。
- 2 第一の1の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令及び同4の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部について、別添2のとおり改正すること。
- 2 この改正は、平成26年7月26日から適用すること。

中東呼吸器症候群について講じることのできる主な感染症法上の措置

疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
医師の届出（第12条）
獣医師の届出（第13条）
感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
健康診断（第17条）
就業制限（第18条）
入院（第19条及び第20条）
移送（第21条）
退院（第22条）
感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
物件に係る措置（第29条）
死体の移動制限等（第30条）
質問及び調査（第35条）
入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

政 令

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表児童福祉法第二十條第五項の項及び母子保健法第二十條第五項の項を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（中東呼吸器症候群の指定）

第一条 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。次条及び第三條第一項（同項の表を除く。）において単に「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法の準用）

第三条 中東呼吸器症候群については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十五條、第十六條から第二十五條まで、第二十七條から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第三項を除く。）、第三十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第六十一條第二項及び第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）
法第十二條第一項	次に掲げる者 第一号に掲げる者については直ちに 第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	中東呼吸器症候群の患者 直ちに 最寄りの
法第十二條第二項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に	直ちに
法第十二條第六項	第一項各号に規定する感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第二項	当該感染症に	中東呼吸器症候群に
法第十三條第三項	前項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第四項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第五項	同項の規定	前項の規定
法第十三條第六項	動物について	ヒトコブラクダについて
法第十三條第七項	第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第八項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群

法第十五条第一項から第三項まで	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第十六条第一項	から前条まで	又はヒトコブラクダ
法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	(第四項及び第五項を除く)、第十三条及び第十五条
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状態病原体保有者	中東呼吸器症候群の患者
法第十八条第二項	患者及び無症状態病原体保有者	患者
法第十八条第四項	患者若しくは無症状態病原体保有者	患者
法第十八条第五項	患者又は無症状態病原体保有者	患者
法第十九条第一項	一類感染症	中東呼吸器症候群
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。以下同じ)に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症	中東呼吸器症候群
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条第一項及び第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条第一項	一類感染症の病原体を保有しているかない	中東呼吸器症候群の病原体を保有しているかないこと又は当該感染症の症状が消失した
法第二十一条第四項	一類感染症の病原体を保有しているかない	中東呼吸器症候群の病原体を保有しているかないこと又は当該感染症の症状が消失した

法第二十四条第三項 第一号	第二十條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）	第二十條第一項
法第二十四条第三項 第二号	第二十條第四項（第二十六條において準用する場合を含む。）	同条第四項
法第二十七條	延長並びに第三十七條の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十八條	第十九條第七項（第二十六條において準用する場合を含む。）	第十九條第七項
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十四條	前条	第三十條
法第三十五條第一項	第三十三條	第三十條
法第三十五條第四項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十六條第一項	当該感染症を人に感染させるおそれがある動物	ヒトコブラクダ
法第三十七條第一項	、第二十九條第二項又は第三十一條第二項	又は第二十九條第二項
法第三十八條第二項	、第三十條第一項又は第三十一條第一項	又は第三十條第一項
法第三十八條第三項	若しくは第二十六條（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。）又は第四十六條	又は第二十六條
法第三十八條第三項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第三十八條第三項	病院（結核指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所（第六條第十六項の政令で定めるものを含む。）又は薬局）	病院
法第三十八條第三項	前二条	第三十七條
法第三十八條第三項	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	中東呼吸器症候群の患者

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第八項	一年前（結核指定医療機関にあっては三十日前） 結核指定医療機関及び 第二種感染症指定医療機関及び 結核指定医療機関	一年前 及び第二種感染症指定医療機関 第六項 第三十七条
法第三十八條第九項	前二条 第二種感染症指定医療機関及び 結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第三十九條第一項	又は第三十七條の二第一項の規定により 第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療 若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。）以下この条において同じ。） 若しくは診療所から	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者 医療 又は診療所から
法第四十二條第一項	医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第二十六条において読み替えて準用する第九條又は第二十条の規定により入院した患者を除く。）以下この項において同じ。）が緊急その他やむを得ない理由により結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所（第六條第十六項の政令で定めるものを含む。）若しくは薬局から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療

法第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	同項
若しくは第二十条若しくは第四十六條	又は第二十條
感染症指定医療機関から第三十七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合
法第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十三條第一項及び第四十四條	第三十七條第一項
法第五十七條第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する
法第五十八條第一号	第十四條から第十六條まで
法第五十八條第二号	第十七條又は第四十五條
法第五十八條第三号	第二十二條第四項（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第四十八條第四項
法第五十八條第四号	第二十一條（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第四十七條
法第五十八條第五号から第七号まで	（第五十條第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する
法第五十九條	第四号
法第六十一條第二項	の費用及び同条第十二号の費用（第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）
法第六十一條第三項	第九号まで及び第十四号並びに
法第六十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症
場合（第五十條第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合
一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	中東呼吸器症候群
場合（第五十條第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合
一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	中東呼吸器症候群
場合（第五十條第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「チクングニア熱」の下に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）を加え、別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

一件につき 二、四〇〇円	チクングニア熱	一件につき 二、四〇〇円
一件につき 四、一五〇円	中東呼吸器症候群	一件につき 四、一五〇円

に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、同法第十五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、厚生科学審議会とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

2 厚生科学審議会令（一部改正）
（厚生科学審議会令（平成二十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。）

第一条第一項中「厚生科学審議会（以下「審議会」という。）を「審議会」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（所掌事務）
第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第四十一号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十一号

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十一条並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員の範囲）
第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（研究公務員の範囲）
第二条 法第十一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十二年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

附則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 法第十六条各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のもの

であつて、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象 一類感染症（略）	1 全数把握の対象 一類感染症（略）
二類感染症（略）	二類感染症（略）
三類感染症（略）	三類感染症（略）
四類感染症（略）	四類感染症（略）
五類感染症（全数）（略）	五類感染症（全数）（略）
新型インフルエンザ等感染症（略）	新型インフルエンザ等感染症（略）
指定感染症 <u>（107）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る）、（108）鳥インフルエンザ（H 7 N 9）</u>	指定感染症 <u>（107）鳥インフルエンザ（H 7 N 9）</u>
2 定点把握の対象 五類感染症（定点）（略）	2 定点把握の対象 五類感染症（定点）（略）
法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （109）摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは（110）発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）	法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （108）摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは（109）発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(110)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

3 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(108)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(109)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{ 万人}) / 10 \text{ 万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

健 感 発 0716 第 1 号
平 成 26 年 7 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
（平成 26 年政令第 257 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 258 号）、
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替え
に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省
令（平成 26 年厚生労働省令第 82 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第
1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第
0308001 号当職通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る
基準」の一部について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 7 月 26 日から適
用することとしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知願
いたい。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 <u>1 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。）</u> <u>(1) 定義</u> <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMER S (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。</u> <u>(2) 臨床的特徴</u> <u>ヒトコブラクダがMER S コロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト－ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。</u> <u>潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。臨床像は、無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者や糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。</u> <u>(3) 届出基準</u> <u>ア 患者（確定例）</u> <u>医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</u> <u>この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。</u>	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 (新規)

イ 疑似症患者

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも１つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも２つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑いの死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体について、（４）に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
検体から直接のＰＣＲ法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

（４）感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

<u>ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの</u> <u>イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの</u> <u>ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの</u> <u>2 鳥インフルエンザ（H7N9）</u> （1）～（3） （略） 第8 （略）	鳥インフルエンザ（H7N9） （1）～（3） （略） 第8 （略）
--	--

新

旧

別記様式 1 ～ 5 （略）

別記様式 6 － 1

別記様式 1 ～ 5 （略）

（新規）

別記様式 6 － 1

中東呼吸器症候群（MERS）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () ー

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () ー					
8 当該者所在地					
電話 () ー					
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () ー			

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸窮迫症候群 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 :) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 :) 3 ヒトコブラクダその他の動物からの感染 (動物の種類・状況 :) 4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診 断 方 法 ・検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、創検材料、その他 :) ・分離・同定による病原体の検出 検体 (鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、創検材料、その他 :)	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断（検査(※)）年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 発病年月日（*） 平成 年 月 日		
17 死亡年月日（※） 平成 年 月 日		

この届出は診断後速に行ってください

(1、3、11、12 及び 18 欄においては該当する番号等を○で囲み、4、5 及び 13 から 17 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。)

(※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11 及び 12 欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

別記様式 6－2 鳥インフルエンザ（H 7 N 9） （略）

別記様式 7 （略）

別記様式 6－1 鳥インフルエンザ（H 7 N 9） （略）

別記様式 7 （略）

健感発 0725 第1号
平成 26 年 7 月 25日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群（MERS）の指定感染症への指定後の対応について

中東呼吸器症候群（以下「MERS」という。）を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）等が平成26年7月26日から施行されるところです。これに伴い、MERSに感染した疑いのある患者が発生した場合の標準的対応フローを別添1のとおり策定しましたので、業務の実施に当たって御活用ください。当面、MERSに感染した疑いのある患者について、地方衛生研究所において診断検査を実施する際は、別添2の別記様式を参考に、結核感染症課まで情報提供をお願いします。

また、国立感染症研究所ホームページにおいて、次に掲げる情報を近日中に掲載することとしておりますので、お知らせします。

- ・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者搬送における感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）に対する院内感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領」

なお、「中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）」（平成26年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、今月26日をもって廃止します。

資料

別添1：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する別記様式

（参考ホームページ）

厚生労働省「中東呼吸器症候群（MERS）について」

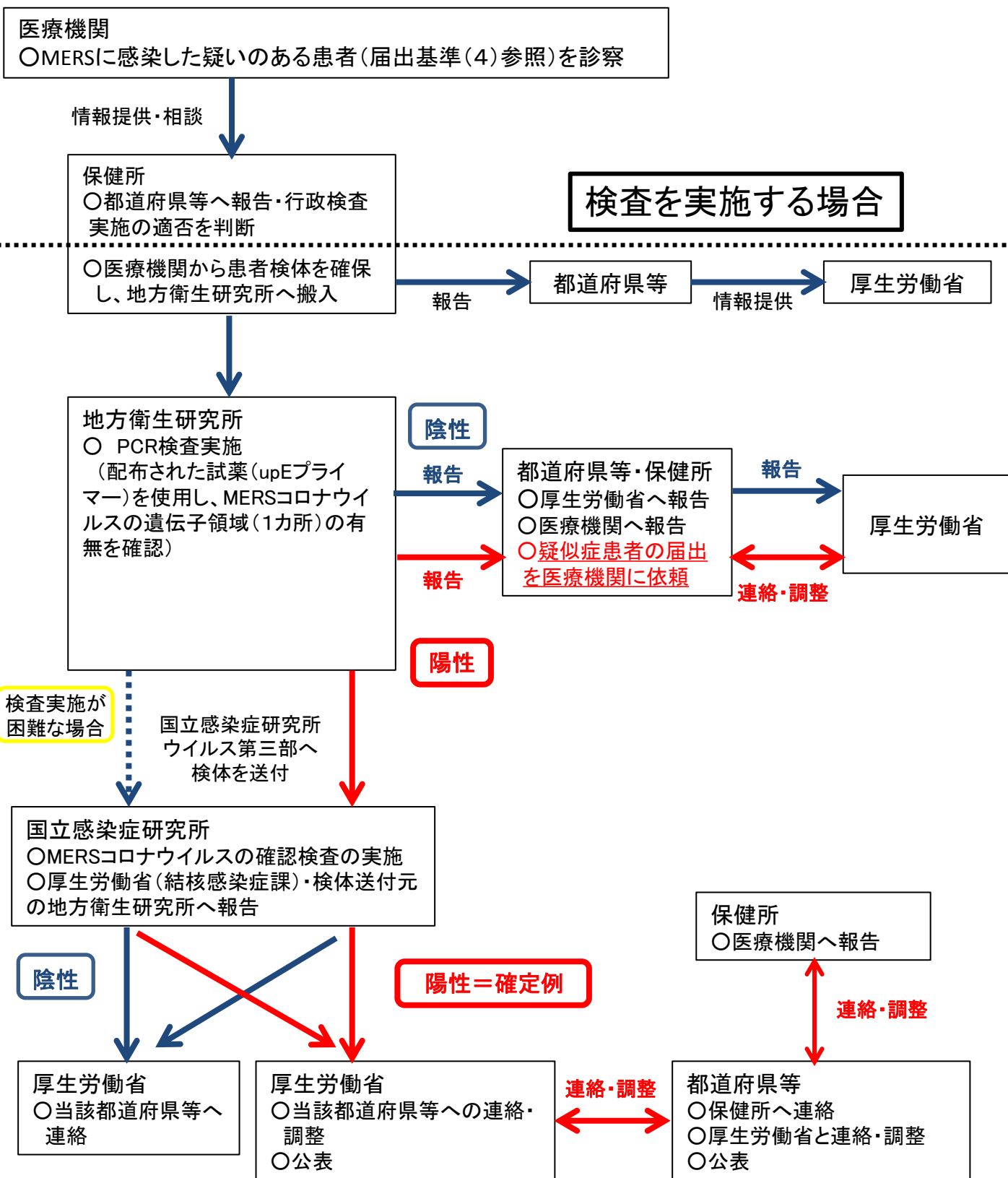
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー (別添1)

平成26年7月25日現在



平成 26 年〇月〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 宛て

〇〇県〇〇部〇〇課

中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者について

下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に感染した疑いのある患者について、これから〇〇研究所において検査を実施するため、その旨情報提供します。

記

平成 26 年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院から連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

<患者の履歴（分かる限りで）>

H26.〇.〇～〇.〇.（〇〇に滞在）

現地での行動歴（病院の訪問歴、動物との接触歴等）：

H26.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H26.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H26 年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

<MERS 診断検査>

検査実施機関：

検体の種類：

検査結果判明予定時刻：